

った旨証言しているが、その主張は、違法判断時についての誤った認識を示している。」

被告の主張：

「最高裁判決における判示の趣旨は必ずしも明らかでないが、同判決が違法判断の基準時として、いわゆる処分時説を排したものと解することはできない。

そもそも取消訴訟における違法判断の基準時については、行政庁の第一次的判断権を尊重する観点から、いわゆる処分時説が判例上確立しているところで、原子炉設置許可処分取消訴訟における同処分の違法性の判断について、他の一般的な取消訴訟と異なる基準時によって判断すべき理由はない。したがって、本件訴訟においても、本件許可処分の当時における法律要件適合性が検討されなければならない。

伊方原発判決も、一般的に、原子炉設置許可処分後に安全審査の基準が改訂されたり、新たな科学的知見が得られるであろうことは当然想定していると解されるところで、その場合に、改定後の新基準や新たに得られた知見に適合しないとの一事をもって許可処分が直ちに違法になるとの立場に立つものとは解されない。

しかしながら、処分後に得られた新たな科学的知見などに照らすと、安全審査において前提とされた考え方や、基本設計ないし基本的設計方針の依って立つ考え方が否定されるに至り、右許可処分に係る基本設計ないし基本的設計方針に基づいて施工、設置された施設を稼働させれば重大な事故が起こる可能性が高いというような極めて例外的な場合は、たとえ処分の時点における知見を前提とすれば災害の防止上支障がないとした安全審査の判断に不合理な点がないといい得る場合であっても、原子炉の設置許可という処分の性質上、これを維持することは相当でないと

すべき場合があり得る。

伊方原発判決は、このような例外的な場合を想定して、原子炉設置許可処分の適法性を現在の科学技術水準によって審査、判断すべき旨を判示したものと解すべきである。」

(被告「最終準備書面」、34-35頁)

「地質、地震の学問は、まだ未解明の分野」

原告らの主張：

「地質、地震の学問は、未解明、未解決のきわめて多い学問である。現在の専門科学的知見をもってしても、地震の発生、地震再来期間、地震の規模など、何一つも予知、把握されたことがない。」

こうした学問を駆使して将来起こりえる事象を予測、判断する場合には、あらゆる手法を活用することが求められる。このことは、本件安全審査に求められる立地審査の基本的な認識である。」

被告の反論：なし

(以下次号に続く)

会計報告('00.6/1~6/30)

収入

会費	6,000
ニュース講読料	34,000
計	40,000
<hr/>	
支出	
ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,850
振替手数料	1,680
資料費	5,971
計	40,351
差引	-351
積立金合計	1,747,177

伊方訴訟ニュース

第323号

2000年7月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒560-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

愛媛県知事が国に要望

「伊方原発の発電停止命令などの権限を」

6月知事定期記者会見(6月14日)の席上で愛媛県知事は、選挙後に国の諸機関に対して行う「平成13年度重要施策要望」の内容を公表した。

「要望事項」は全部で56項目だったが、その第15項目目に、「伊方発電所の安全対策の強化について」が含まれていた。それは、以下の7項よりなる内容である。

- 1 原子力事業者に対する外部受注職員も含めた安全確保についての指導、監督の強化
- 2 原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化
- 3 国の原子力広報活動の充実強化
- 4 発電停止命令、出力制限、立入調査及び報告義務違反に対する制裁などの権限の知事への付与

- 5 労働者の被ばく管理、安全対策の指導、監督の徹底
- 6 放射性廃棄物及び廃炉の処理処分並びに使用済み燃料中間貯蔵施設、再処理施設の整備促進による核燃料サイクル全般の恒久的な確立

- 7 低レベル放射線の遺伝的影響などの研究の推進

これらの要望は、それぞれの内容に応じて、防衛庁、科学技術庁、外務省、通商産業省、運輸省に提出し、政府の平成13年度予算案作成のための概算要求に向けて、県とし

て運動していくことになっている。

今回まとめられた56項目の内、新規項目は5項目であり、伊方原発に対する要望項目は他の51項目と同様に、新規ではなく、従来から要望してきたもの、とのことである。

伊方原発についての要望項目は、どれも、これまで伊方原発が、事故を起こしては「今後厳重に注意します」と言いながら、同じような事故を何度も繰り返してきたことに対する県民の不安と怒り、そして、県のいろいろを反映したものであることは明かである。

特に、第4項にあげられている「発電停止、出力制限、立入調査、及び、報告義務違反に対する制裁、の4事項の権限を知事に与えよ」との内容は、国による一元的な原発安全規制の変更を迫る根本的な要求である。地方分権の風が強まる中で、原発はじめ原子力施設の事故頻発に悩まされ、その尻拭いだけを押しつけられて立地各県知事の協同作戦ではないかと思われる。

また、第2項の「原発周辺上空の飛行禁止の法制化」の要求は、米、日両軍用機が依然として伊方原発周辺上空を飛び交っている現状についての抗議の意志の表明であり、まさに、2号炉訴訟原告らの訴えの正しさを認めた重要な内容となっている。

伊方原発に対するこうした多くの切実な要望が国に出されていることが明らかになった

ことで、今後、知事の要望を、さらに押し上げていく県民や県議会の運動が重要になってくることであろう。

2号炉訴訟

国の主張を追いつめた 住民らの最終準備書面

(その1)

原告住民らは、これまでの22年間の裁判で、住民らにとって切実な多くの問題を取り上げ、被告国側の不当性を追及してきた。しかし、裁判を早期に終わらせたいとの思いから、結審の際に提出した最終準備書面では、前号で紹介した「目次」が示すように、二つの差し迫った重大な問題を中心に原告らの主張の正当性を訴え、被告国の主張のゴマカシを鋭く追及した。

すなわち、一つは、本件原子炉施設への航空機墜落の危険（「最終準備書面（一）」）であり、他の一つは、裁判進行中に敷地沖合で確認された活動性の高いA級大活断層を、被告国が誤認していた重大な誤り（「最終準備書面（二）」）である。

現在、裁判所では、判決文作成作業が進行中である。私たちも、原告らの主張の正しさを、被告国の主張・反論の具体的な内容と対比することで、再確認する作業を、原告らの二つの「最終準備書面」の「さわり部分」と思われる内容を中心に、判決が予定されている年末に向けて続けていきたいと思っています。読者の皆さんから、疑問や意見を寄せ頂くことを期待しています。

「最終準備書面（一）」

第1章 総論

「原子力発電所の危険性」

原告らの主張：

「 Chernobyl 原発の半径 30 キロ範囲の周辺地域は、事故後に放射能に汚染され永久的に立入禁止にされた。さらに、数百キロも離れた地域に住んでいた人たちを含めて、白血病などの放射線障害で今なお死にゆく人たちが後を絶たない。事故から 10 年目に公式発表された被ばく者は周辺 3 国だけで 500 万人、放射能、あるいは放射線障害で今後命を落とすのは 6600 人と推測されている。」

Chernobyl 原発事故は、それだけに留まらず 8000 キロ離れた我が国にも放射能が飛散した。飛散した放射能から身を守るために、我々は放射性物質などが含まれているとみられる降雨から身を守り、農作物などの食糧が汚染される不安におののいた。ヨーロッパ各國においては、食糧の動物や野菜を廃棄するなど、なお深刻な事態に陥った。

この様に、たった 1 基の原子力発電所の事故が、地球的規模の災害を招くというのが、本件原子炉の抱え持つ潜在的危険性である。」

被告国による主張・反論：

「 Chernobyl 4 号炉事故の原因のうち、（安全審査が対象としている）基本設計ないし基本的設計方針に関わるものとしては、同炉が低出力領域においては固有の自己制御性が失われる設計であったこと、及びそのような炉特性に対応するものとしては原子炉緊急停止系の設計が十分ではなかったことが指摘されており、その余の事故原因はいずれも運転員の規則違反など、専ら（安全審査の対象でない）運転管理に係る事項に属するものである。」

本件原子炉については、すべての出力領域において自己制御性を有する事を確認しており、そもそも Chernobyl 事故の要因であ

る前提条件が存在しない。」（被告「最終準備書面」、362 頁）

「原発の安全性は立証されていない」

原告らの主張と被告への反論：

「 本件原子炉の危険性は、実証実験がされないまま実用化され、安全性についてなんら実験で確認されたものではない。」

被告らも『特に原子炉施設については、実際に異常を発生させて実験することはできない』と明記し、本件原子炉が実証実験もなされていないことを明らかにしている。

ところが、『解析モデルなどを用いて設備などの性能評価を行い、その有効性を確認するという手法は、工学上、広く承認された手法』と、本件原子炉の安全性の立証は、解析モデルなどで確認されたとしている。

しかし、解析モデルなどの手法は、工学上、広く承認された手法とされているというのは、技術的知見ではない。

被告も、『既に実験によって十分な確証を得られている部分についてはその結果を踏まえ、未だ実験によって十分な確証が得られない部分については十分厳しい条件を設定することにより』と、機器の未熟な部分の確証は解析モデルではなく、実験結果で得ていることを自ら告白している。

解析モデルによる設備の評価は、必ずしも万能でないこともまた技術的知見なのである。コンピューターなどを用いた解析モデルで十分なのか、実証実験でよしとするのか、技術的知見は必ずしも一致しているわけではない。

本件原子炉などの原子力発電所は、実用実験で確認されないまま実用化されたものである。Chernobyl 原発や Three Mile Island 原発の事故は、根本的には実証実験されていなかったところに起因している。」

「 本件許可処分は手続的に違法である」

原告らの主張：

「 本件安全審査の直後の昭和 53 年に、本件安全審査を行った原子力委員会は、その組織、機関を新設の原子力安全委員会と分けた。この事実は、被告行政庁自らが『安全規制を含めた原子力開発』を目的とした原子力委員会が行った本件の設置許可体制が、設置許可の方向に偏っていたことの重大さを自覚していたことの証である。」

被告の反論：

「 本件原子炉の許可は憲法違反である」

原告らの主張：

「 本件原発の設置許可の法的根拠となる『原子炉等規制法』が、その精神を引き継いだとする『原子力基本法』の第一条には、次のように明記されている。」

『原子力の研究、開発及び利用を促進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術のシンポと産業の振興を図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする』と。

放射能から命や健康を守るため、逃げまどろ子供たち、人々。毎年こうした訓練を繰り返さねばならない社会が、福祉と生活水準が向上した社会なのか。

憲法第十一には『国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない』、また、第十三には『全て国民は個人として尊重される』、そして第二十五には『すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する』とある。

本件原子炉の存在に脅かされ、逃げまどろ訓練が欠かせないことが、基本的人権や健康

で文化的な生活を営む権利を守り、福祉と生活水準が向上することなのか。

周辺住民を不安に陥れている未熟な科学技術、違法な手続を追認した被告行政庁の本件原子炉の設置許可処分は、周辺住民の生活を脅かし、著しく人権を侵害する憲法違反である。

被告の反論：
「原告らは、原子力発電そのものが憲法違反であると主張するかのようである。」

しかし、原子炉等規制法を含む我が国の原子力法体系は、原子力発電所が核燃料物質などの潜在的危険性を内包する施設であることを前提に、十分な安全確保がされ、災害の防止上支障がないと認められるものについては設置を許可する制度を採用しているのであって、およそ原子力発電所は危険であるから許可すべきでないといった一般的、抽象的主張は、原子炉等規制法に基づいてなされた本件許可処分の違法事由とはなり得ない。また、右のような制度を採用することが、原子炉等規制法を違憲とすべき理由ともなり得ない。」

(被告「最終準備書面」、19頁)

第2章 審理の前提

「立証責任は被告に」

原告らの主張：

「伊方1号炉許可処分取消請求訴訟判決において、最高裁判所は立証責任について次のように判示している。」

『立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、依拠した具体的な審

査基準並びに調査審議及び判断の過程など、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである』と。

原告らは、裁判所がこの判示に基づき、本件審理においても、立証責任は、当然、被告が負うべきものという前提で審理されてきたものと信じている。

たとえば、本件原子炉敷地沖合至近距離に存在する断層について、原告らが、信頼できる調査結果に基づいて、活動性の高いA級活断層であると主張していることに対して、被告が当該活断層の活動性が低いと反論するためには、裁判所も納得できる『相当の根拠、資料』に基づいて主張しなければならないことは当然である。

また、航空機などの飛来物の本件原子炉への墜落の可能性、影響についても、被告が『想定する必要がない』としているが、その主張をするのであれば、主張を裏付ける確たる調査、確率計算などの証拠に基づいて立証する責務があるのは当然というべきである。』

被告の反論：

「最高裁判決における判示の趣旨は、設置許可の法律的要件との適合性について、高度な科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断に不合理な点のないことを、被告が保有する安全審査の資料に基づき、被告において主張・立証すべき事実上の必要があることを指摘したにすぎず、原告らが本来負うべき主張・立証責任の所在を転換する趣旨ではない。」

被告は、本件訴訟において、原告らの主張を踏まえ、本件安全審査及び本件許可処分の

各過程に何ら不合理の点のないことを十分に主張・立証した。

したがって、伊方原発判決の右判示に従つても、原告らが本件許可処分が不合理であることについての主張・立証を尽くしていない以上、本件請求が棄却されるべきことは明らかである。」

(被告「最終準備書面」、31-32頁)

「本件安全審査の合理性、不合理性の判断」

原告らの主張：

「伊方1号炉許可処分取消訴訟の最高裁判決では『原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議および判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである』としている。」

本件安全審査の合理性、不合理性の判断は、最新の科学技術的知見に照らして求められるのは当然だが、行政庁としての被告の判断は単に本件安全審査と同様に、科学技術のみを審理するだけでは十分と言えず、最新の高度な科学的、専門技術的知見によっても科学技術の及ばないところ、あるいは法規が定めていないところは、ものごとの道理、人間の条理によって判断すべきであることは当然である。

具体的に述べれば、本件敷地沖の地質、活断層の把握に、申請者は一種類の音波探査(スパークー法)のみで、一度の調査しか行っていない。

ソノプローブを用いたその後の調査で、本件敷地沖の活断層がA級活断層であることが確認されたという事実に照らして、申請者の耐震設計は『高度な科学的・専門技術的知

見』に基づくものでないこと、また、本件敷地及び本件原子炉への本件敷地沖活断層の影響を主張し、または耐震設計の計算式等々を並べても、出発点となる本件敷地沖の地質については不確かな像に依拠したものであれば、結果もまた不確かな事でしか有り得ないのは『論より証拠』である。

被告の反論：なし

「裁判所の判断基準は判決時の科学技術水準」

原告らの主張：

「本件伊方1号炉許可処分取消請求訴訟の最高裁判決は、違法判断の基準時について次のように判示している。」

『現在の科学技術水準に照らし、調査審議において用いられた具体的審議基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審議基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議および判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである』と。

原告らは、裁判所がこの判示に基づき、本件審理においても、違法判断の基準時は、当然、現在の技術水準に照らして判断できる判決時である、という前提で審理されてきたものと信じている。

たとえば、本件原子炉敷地沖至近距離に存在する活断層を、活動性が低いと誤って判断し、それに由来する地震が本件敷地に与える地震動についても、まともに評価しなかつたことについて、本件安全審査会調査委員であった垣見俊弘証人は、本件安全審査が行われた時点の科学技術水準では、やむを得なか